

第3回漁業育成就労協議会 議事次第

日時：令和8年8月26日10:00～
場所：大日本水産会 大会議室

開 会

1. 育成就労外国人の待遇について
2. 2号構成員が講じる指導体制について
3. その他
 - 1) 漁業分野における行動規範及びキャリアプラン（追加修正）
 - 2) その他

配布資料：

- 資料 1-1 育成就労における漁業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等（案）
- 資料 1-2 育成就労における養殖業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等（案）
- 資料 2 漁業育成就労協議会 2号構成員の責務と指導体制（案）
- 資料 3-1 育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（追加修正案）
- 資料 3-2 育成・キャリア形成プログラム（追加修正案）

参考資料 1 今後のスケジュール

参考資料 2 技能実習生の待遇について講じる措置等に係る労働組合について

(案)

漁業育成就労協議会決定第〇号

令和8年〇月〇日

育成就労における漁業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等

漁業分野の育成就労のうち、漁業区分での実施にあたっては、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて農林水産大臣が定めた告示（農林水産省告示第575号）第2条で規定する、育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について監理型育成就労実施者（以下「育成就労実施者」という。）及び監理支援機関が講じる措置について、次のように定める。

（監理支援機関が講じる措置）

第1条 監理支援機関は、協議会が認めた労働組合と協議し、監理型育成就労外国人（以下「育成就労外国人」という。）の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定め、労働協約を締結しなければならない。

2 監理支援機関は、前項で締結した労働協約を踏まえた雇用契約を、育成就労実施者と育成就労外国人との間で締結させることとする。

（育成就労実施者が講じる措置）

第2条 育成就労実施者は、育成就労外国人との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた育成就労外国人の待遇を確保しなければならない。

（2号構成員の責務）

第3条 漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の2号構成員（漁業育成就労協議会組織運営要領（令和8年4月10日漁業育成就労協議会決定第1号）第3条第1項第2号で規定する構成員をいう。以下同じ。）は、協議会2号構成員の責務と指導体制（令和8年〇月〇日漁業育成就労協議会決定第〇号）に基づき、直接又は間接に自らに属する育成就労実施者に対し指導及び助言を行うとともに、育成就労が円滑に行われるよう、監理支援機関と相互に協力を行わなければならない。

（一般社団法人大日本水産会による支援）

第4条 一般社団法人大日本水産会は、2号構成員が前条に規定する責務を果たせるよう、全国団体等からの相談に対して適切に応じるとともに、必要な指導及び助言をしなければならない。

(労働組合の協力等)

第5条 第1条に規定する労働組合は、次の各号に掲げる基準に適合していることを協議会が確認した労働組合とする。

- 一 育成就労制度その他外国人の受入れに関する制度等を正しく理解するとともに、漁業労働に精通し国際的な漁業労働問題に対応できること。
- 二 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置その他の育成就労外国人の保護を図るための体制を確保していること。
- 三 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。

2 協議会は、前項で定める基準に適合していることを確認するために、審査委員会を設置することができる。

3 第1条に規定する労働組合は、第3条に規定する責務が果たされ、監理型育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、育成就労外国人の待遇の確保及び関係法令の遵守の状況について監理支援機関及び全国団体等と情報を共有し、不適正行為が認められるときは、監理支援機関及び協議会に速やかに通知し適切な措置が講じられるよう協力する。

(案)

漁業育成就労協議会決定第〇号

令和 8 年〇月〇日

育成就労における養殖業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等

漁業分野の育成就労のうち、養殖業区分での実施に当たっては、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて農林水産大臣が定めた告示（農林水産省告示第 575 号）第 2 条で規定する、育成就労外国人の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、監理型育成就労実施者（以下「育成就労実施者」という。）及び監理支援機関が講じる措置を、次のように定める。

（監理支援機関が講じる措置）

第 1 条 監理支援機関は、自らが構成員となっている地域監理委員会（漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（令和 8 年 4 月 10 日漁業育成就労協議会決定第 2 号）第 1 条第 6 項第 2 号のロに規定する地域監理委員会をいう。以下同じ。））が定める措置を講じなければならない。

（育成就労実施者が講じる措置）

第 2 条 育成就労実施者は、監理型育成就労外国人（以下「育成就労外国人」という。）との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた措置に沿った育成就労外国人の待遇を確保しなければならない。

（2 号構成員の責務）

第 3 条 漁業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の 2 号構成員（漁業育成就労協議会組織運営要領（令和 8 年 4 月 10 日漁業育成就労協議会決定第 1 号）第 3 条第 1 項第 2 号で規定する構成員をいう。以下同じ。））は、漁業育成就労協議会 2 号構成員の責務と指導体制（令和 8 年〇月〇日漁業育成就労協議会決定第〇号）に基づき、直接又は間接に自らに属する育成就労実施者に対し指導及び助言を行うとともに、監理支援機関に対し、育成就労が円滑に行われるよう、相互に協力を行わなければならない。

（地域監理委員会）

第 4 条 地域監理委員会は、第 1 条及び第 2 条で規定する措置と相まって、自らに属する監理支援機関による適切な監理の下で、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、措置を講じるものとする。

（一般社団法人大日本水産会による支援）

第5条 一般社団法人大日本水産会は、地域監理委員会が前条に規定する責務を果たせるよう、地域監理委員会からの相談に対して適切に応じるとともに、必要な指導及び助言をしなければならない。

(案)

漁業育成就労協議会決定第〇号

令和 年 月 日

漁業育成就労協議会 2 号構成員の責務と指導体制

漁業分野において育成就労を実施するにあたって、漁業育成就労協議会組織運営要領（令和 8 年 4 月 10 日漁業育成就労協議会決定第 1 号、以下「運営要領」という。）第 3 条第 1 項第 2 号で規定する構成員（以下「2 号構成員」という。）の責務及び漁業育成就労協議会構成員資格取扱要領（令和 8 年 4 月 10 日漁業育成就労協議会決定第 2 号）第 1 条第 4 項第 2 号に基づく必要な指導及び助言を行うための体制について、次のように定める。

（2 号構成員の責務）

第 1 条 2 号構成員は、直接又は間接に自らに属する育成就労実施者（運営要領で定める 1 号構成員及び 1 号副構成員をいう。以下「1 号構成員等」という。）が行う監理型育成就労において、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護が図られるよう、1 号構成員等に対し以下の指導及び助言を行うものとする。

- 一 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護
- 二 制度への理解促進に向けた情報の周知・助言、行動規範の遵守の指導
- 三 育成就労の不適正行為に関する報告の徴収及び事実関係の確認
- 四 不適正行為の是正及び再発防止
- 五 その他

2 監理型育成就労の実施にあたっては、1 号構成員等を監理する監理支援機関（運営要領第 3 条第 1 項第 4 号で定める 4 号構成員をいう。以下「4 号構成員」という。）に対し、育成就労が円滑に行われるよう、相互に協力を行うものとする。

3 2 号構成員は、育成就労外国人の円滑な受入れの実現に向けた行動規範（令和 8 年 5 月 28 日漁業育成就労協議会決定第 3 号）の趣旨を理解したうえで、4 号構成員等を通じて自らに属する 1 号構成員等に対し周知するとともに、遵守するよう指導する。

（指導体制の整備）

第 2 条 2 号構成員は、別紙の外国人育成就労制度の適正な運用の確保に関するモデル規則を参考に、4 号構成員の監理の下で実施される監理型育成就労の実情に応じ、前条に規定する責務に係る事務を適切に行うための体制を確保するものとする。

2 2号構成員は、直接又は間接に属する傘下1号構成員に、前項に掲げる体制整備・事務を行うために要する費用を請求することができる。

（一般社団法人大日本水産会による支援）

第3条 一般社団法人大日本水産会は、2号構成員が第1条に規定する責務を果たせるよう、2号構成員からの相談に適切に応じ、必要な指導及び助言をしなければならない。

(別 紙)

外国人育成就労制度の適正な運用の確保に関するモデル規則

(団体名) は、漁業育成就労協議会 2 号構成員の責務と指導体制 (仮) (令和〇年漁業育成就労協議会決定第〇号) 第 2 条の規定に基づき、2 号構成員としての責務を的確に遂行するため、監理型育成就労の適正な運用について、次のように定める。

(目的)

第 1 条 本規則は、(団体名) の会員 (組合員) 又は会員に所属する育成就労実施者「以下、会員 (組合員) という」が実施する監理型育成就労について、育成就労を通じて特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成するとともに、漁業分野における人材を確保するという制度の趣旨に則った適正な実施及び育成就労外国人の保護を確保することを目的とする。

(指導体制の確立)

第 2 条 (団体名) は、〇〇部〇〇課に担当者を置き、次に掲げる事務を行う。

- 一 育成就労計画の認定に係る進達等の実施
- 二 育成就労に関する情報の収集及び育成就労の関係者への周知
- 三 会員 (組合員) に対する、育成就労に関する相談窓口の設置及び運営
- 四 監理支援機関を通じた育成就労に関する指導の実施
- 五 育成就労の関係者との連絡調整
- 六 その他育成就労の適正な運用に関すること

2 (団体名) は、会員 (組合員) に、前項に掲げる事務を行うために要する費用を請求することができる。

(制度への理解促進)

第 3 条 (団体名) は、育成就労制度を所管する法務省及び厚生労働省又は外国人育成就労機構が公表する情報を、必要に応じ、会員 (組合員) (その役員及び職員を含む。以下同じ。) に周知する。

- 2 (団体名) は、水産庁、漁業育成就労協議会、育成就労評価試験の実施者 (又は上位団体) から通知その他の指導を受けたときは、会員 (組合員) に速やかに周知する。
- 3 (団体名) は、育成就労に関する会員 (組合員) からの相談に対し、育成就労制度の趣旨に沿った適切な助言を行う。

(説明会の開催)

第4条 （団体名）及び会員（組合員）は、相互に協力し、育成就労制度の趣旨に沿った正しい理解を得るための説明会を開催する。この場合において、（団体名）は、漁業育成就労協議会の協力を求めることができる。

- 2 （団体名）及び会員（組合員）は、育成就労制度を初めて活用しようとする者に対しては、前項の説明会への参加を義務付けるとともに、説明会への参加の機会を確保する。
- 3 （団体名）及び会員（組合員）は、育成就労制度の更なる理解の促進が必要と認める場合、説明会への参加その他必要な指導を行う。

（報告の徴収）

第5条 （団体名）は、会員（組合員）が次に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、育成就労を適正に実施していないものとして、当該者から速やかに報告を徴収する。

- 一 育成就労、出入国又は労働に関する法令の規定に関する違反、不当又は不正な行為
- 二 漁業における育成就労への信用又は品位を貶める行為
- 三 その他社会通念上適正と認められない行為

- 2 （団体名）は、報告の徴収に当たり、必要に応じ、関係資料の提出を受け又は現地調査を実施し、会員（組合員）による育成就労が適正に行われていたかという観点を含め、可能な限り客観的に事実関係を確認する。
- 3 （団体名）は会員（組合員）に対し、第1項及び第2項で規定する報告の徴収や事実関係の確認を行うに当たり誠実に対応するよう指導する。
- 4 （団体名）は監理支援機関に対し、第1項及び第2項に規定するところにより（団体名）が行う報告の徴収に協力することを確保する。
- 5 （団体名）は会員（組合員）に対し、監理支援機関が第1項に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、（団体名）にその旨速やかに報告するよう指導する。
- 6 （団体名）は、会員（組合員）又は監理支援機関から第1項に掲げる行為の報告を徴収したときは、（上位団体を経由して、）水産庁、一般社団法人大日本水産会に随時報告し、関係資料を共有する。

（不適正行為の是正）

第6条 （団体名）は、前条の規定により報告を徴収した結果、会員（組合員）又は監理支援機関が育成就労を適正に実施していないと認めるときは、育成就労制度上の指導又は処分の有無にかかわらず、それぞれの事案に応じた効果的な再発防止策及び信頼回復に向けた対応を講じる。

- 2 （団体名）は、次に掲げる者に対し本規則に規定する事務を提供せず、（上位団体を経由して、）漁業育成就労協議会に、その旨を申し出る。
 - 一 本規則に基づく事務に要する費用の請求に応じない者
 - 二 育成就労制度に関する正しい理解が得られない者

- 三 報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
- 四 関係資料を提出せず、又は虚偽の記載をした関係書類を提出した者
- 五 現地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 再発防止に関する指導に応じない者
- 七 不適正行為の是正が見込まれない者
- 八 その他報告の徴収又は不適正行為の是正に関し不誠実な対応をした者

3 前項の場合において、育成就労の実施を中止することとなった会員（組合員）は、希望する育成就労外国人に引き続き育成就労を行う機会を与えるため、外国人育成就労機構への育成就労先変更に関する相談等の必要な措置を講じなければならない。

漁業育成就労協議会決定第 3 号

令和 8 年 5 月 2 8 日

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範

漁業育成就労協議会は、本行動規範の遵守を漁業育成就労協議会運営要領（令和 8 年 4 月 10 日漁業育成就労協議会決定第 1 号）第 3 条第 1 項第 1 号のイ、ロに規定する構成員（以下「1 号構成員等」とする。）及び第 4 号に規定する構成員（以下「4 号構成員」とする。）に強く求めるとともに、これに違反する場合は、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

また、同条第 1 項第 2 号に規定する構成員（以下「2 号構成員」とする。）は、自ら関与する 1 号構成員等及び 4 号構成員に対し、本行動規範を遵守させなければならない。

1. 漁業分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、1 号構成員等及び 4 号構成員は、関与する 2 号構成員の指導のもと、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 1 号構成員等は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、漁業分野における生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
3. 1 号構成員等は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、日本で働くための労働関連法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、以下により適正な雇用環境の確保を推進する。また、4 号構成員は、自ら関与する 1 号構成員等が当該規定を遵守できるよう支援する。
 - ✓ 育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、漁業分野の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
 - ✓ 育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう、当該育成就労外国人に対し指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
 - ✓ 育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

✓ 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

4. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の行方不明事案の発生防止に向けた十分な対策を講じるとともに、行方不明とならざるを得ない状況に到らないよう、育成就労外国人に対する適切なサポートを行う。また、行方不明事案が生じた際の対応について、監理支援機関、送出機関等の関係者と取り決めておく。

5. 1号構成員等及び4号構成員は、制度上予定されていない又は不適正な形で職業紹介を行う悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

6. 1号構成員等は、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導するとともに、自らも納付すべき公租公課を適切に支払う。

7. 1号構成員は、当該育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員に当該規定を遵守させなければならない。

8. 1号構成員等は、ヘルメット、ライフジャケットの確実な着用といった労働安全衛生対策の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。特に、育成就労外国人を雇い入れたとき、または作業内容を変更したときには、従事させる業務に関する以下の項目に係る労働安全衛生教育を行わなければならない。また、4号構成員は、自ら関与する1号構成員等に当該規定を遵守させなければならない。

✓ 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。

✓ 作業手順に関すること。

✓ 作業開始時の点検に関すること。

✓ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること。

- ✓ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ✓ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ✓ その他、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

9. 1号構成員等は、育成就労計画に沿って育成就労外国人の計画的な育成・評価を行うとともに、水産庁が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
10. 大都市圏等に過度に集中して就労することとならないようにするために、地域住民と育成就労外国人との円滑な共生も含め、受入れ先や地域において育成就労外国人の適切な受入れ環境を整える。
11. 1号構成員等及び4号構成員は、漁業育成就労協議会構成員資格取得要領で定める構成員資格に適合しないこととなったときは、その旨を、1号構成員等においては2号構成員を通じて、4号構成員においては直接、本協議会の事務局に報告する。
12. 本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。
13. 1号構成員等及び4号構成員は、育成就労外国人の日常生活における怪我や疾病に対しても、十分な対策を講じる。

【漁業分野】 育成・キャリア形成プログラム (案)

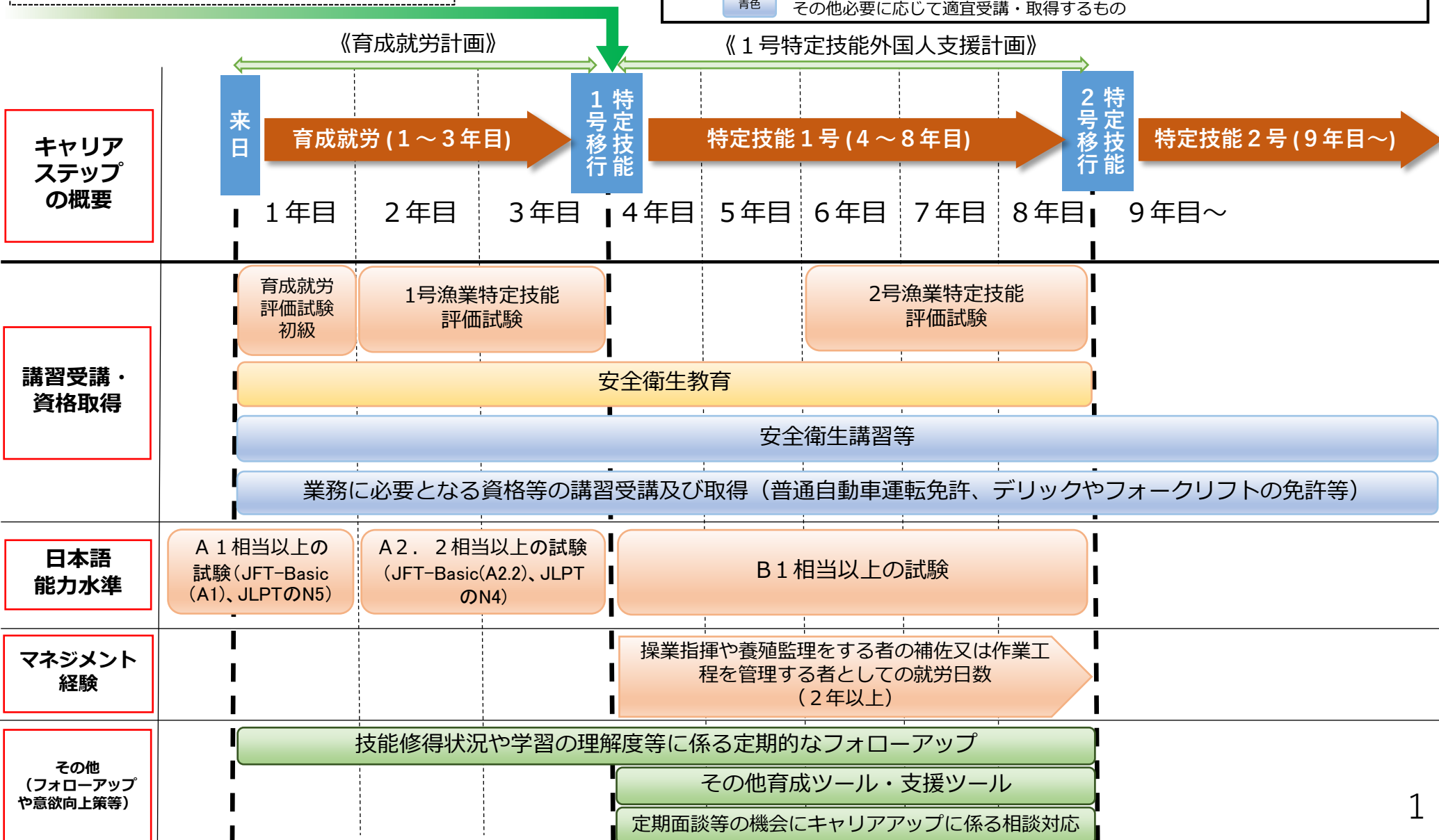
資料 3 - 2

- ・留学から特定技能 1 号への移行
- ・育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例

- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
- 赤色 在留資格の移行に係る要件
- 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

緑色 フォローアップや意欲向上策



育成・キャリア形成のイメージ（漁業分野）

農林水産省

在留資格	目指すレベル （求められる役割・作業）	必要な技能・知識・資格	
		技能試験等	マネジメント 経験
育成就労	【漁業】 漁労機器等の操作や操業の工程に関し、監督者の指示に基づいて漁労行為を幅広く行える。 【養殖業】 養殖施設の維持管理や種苗確保から出荷に至るまでの生産の工程に関し、監督者の指示に基づき、飼育管理や選別作業、出荷準備等、養殖業における業務を幅広く行える。	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上の試験（JFT-Basic(A1)、JLPTのN5）又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験（JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4） 育成就労評価試験（1年目）または1号漁業特定技能評価試験（3年目）	
特定技能 1号	【漁業】 漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができる。 【養殖業】 養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等を行うことができる。	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上の試験（JFT-Basic(A2.2)、JLPTのN4） 育成就労評価試験または1号漁業特定技能評価試験 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上 2号漁業特定技能評価試験	漁業にあつては操業を指揮監督する者を補佐する者（養殖業にあつては養殖を管理する者を補佐する者）又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての就労日数（2年以上）
特定技能 2号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上 2号漁業特定技能評価試験	

（備考）

必要な技能等：漁業や養殖業に関連する機器や車両を取り扱うのに必要となる資格等の取得